

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)										
国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	備考 ¹⁾
日本(労働) (毎勤, ILO)	JPN	45.7	43.5	43.7	43.0	43.1	43.5	43.5	43.5	42.9	42.4	a / t
アメリカ ²⁾	USA	40.8	41.3	41.3	40.5	40.4	40.8	40.7	41.1	41.2	40.8	a / e
カナダ ³⁾	CAN	38.2	38.7	38.8	38.3	38.1	37.9	37.9	37.9	38.0	37.2	b / w
イギリス ⁴⁾	GBR	42.4	42.2	41.3	41.0	40.9	41.0	40.6	40.7	40.9	—	b / e
ドイツ ⁵⁾	DEU	39.5	38.3	37.9	37.6	37.7	37.6	37.6	37.9	38.4	38.4	b / e
フランス ⁶⁾	FRA	40.1	40.2	38.6	37.4	36.2	36.8	37.1	37.1	37.2	37.4	a / e
スウェーデン ⁷⁾	SWE	38.5	37.8	—	37.9	37.5	37.5	37.9	37.7	37.6	37.5	a / t
香港	HKG	44.2	43.7	45.3	45.6	45.4	46.5	46.4	45.5	45.8	44.6	a / t
韓国 ⁸⁾	KOR	49.8	49.2	49.3	47.7	47.6	47.4	46.9	46.0	45.5	43.7	a / e
シンガポール ⁹⁾	SGP	48.5	49.3	50.0	49.0	49.2	49.8	50.2	50.5	50.6	—	b / e
タイ ¹⁰⁾	THA	48.3	49.4	49.6	47.5	50.5	—	—	—	—	—	a / e
フィリピン ¹¹⁾	PHL	44.9	44.6	44.9	46.3	46.5	46.5	47.5	46.9	46.6	47.4	a / t
インド ¹²⁾	IND	46.4	46.5	47.2	46.9	47.1	47.0	47.2	46.9	—	—	a / e
オーストラリア ¹³⁾	AUS	38.1	38.8	38.6	38.2	38.2	38.1	38.1	37.9	37.6	37.7	a / t
ニュージーランド ¹⁴⁾	NZL	40.7	41.8	37.0	37.9	38.0	38.4	38.0	37.8	37.5	37.3	a / t

資料出所 総務省(2009.5)「平成20年労働力調査」、厚生労働省(2009.2)「平成20年毎月勤労統計調査」
ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年10月現在

- (注) 1) a: 実労働時間, b: 支払労働時間 / e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w: 賃金労働者(現場又は生産労働者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
2) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象とした数値。1990年は賃金労働者に対する支払労働時間。
3) 時間外勤務を含む。1991年に計測手法に変更があるため厳密な比較はできない。
4) 毎年4月の数値。フルタイム労働者を対象とした数値。時間外勤務を含む。1990年, 1995年は北アイルランドを除く。
5) 1990年は旧西ドイツ地域。2007年以降の対象は雇用者。
6) 1995年以降は、フルタイム労働者を対象とした数値。各年第4四半期。2002年以前は各年3月。1990年の欄は1993年値。
7) 2005年に統計手法に変更があるため厳密な比較はできない。1995年の欄は1994年値。
8) 正規従業員10人以上の事業所対象。
9) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1990年, 1995年は各年9月の数値。
10) 1995年以前: 毎年3月の数値, 時間外勤務は含まない, 支払労働時間を対象。
11) 各年10月。
12) 各年12月の数値。暫定値。
13) 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。2000年の欄は1998年値。
14) 2000年以降: 軍人を除く15歳以上の就業者を対象。2003年に産業分類に変更があるため厳密な比較はできない。1990~1995年: フルタイム労働者2名(相当)以上の事業所で、雇用者の支払労働時間を対象。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数の中で、休憩時間等は除かれる。厚生労働省「毎月勤労統計調査」(毎勤)の労働時間は実労働時間のことである。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数の中で実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日

休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。